



令和5年 7月 19日

岩倉市議会

議長 関戸郁文 様

堀江 珠恵

議員活動新人研修の報告書

このことについて、下記のとおり受講しましたので報告いたします。

記

1 実施日 令和5年 7月 15日(土)

2 研修先 新大阪丸ビル別館

3 復命事項

別紙のとおり

●議員一期目にやってほしいこと、注意してほしいこと
まずは地方自治法を理解すること。

議員は討議と意思決定を役割とする議会の構成員であること、首長と同様に「住民がより幸せに暮らすために！」を実現するために、調査と意思表明を職務とする者として意識をする。
そして、市役所の仕組みや、議会の権限、議員の権能を知らないと、議員としての職務を遂行できない。
そのためには、一期目は学ぶことから始める。
地方自治法・地方財政法・地方公務員法は抑えるべきポイントである。
既存の制度を根本から知ることが必要である。

●職員から見た議員の見え方

既存の制度の内容は、職員の係長さんに聞こう！
自分が関心のあるテーマの分野の制度で勉強しても分からぬ部分は、係長さんに聞くと、その専門なのでよく知っている。
また、コミュニケーションもとれ、良い関係を築いていきやすい。
「権限」を持っているようにふるまう議員は嫌があるので、注意をしよう！

●基礎知識としての財政のポイント

予算編成は、該当年度の歳入の総額を見込み、すべての歳出を決定し、議会に提案することになる。
予算とは？？
⇒「財源」（歳入）と「事業計画」（歳出）
歳入は「性質別」で、歳出は「目的別」で分類されている。

予算カードの見方の一部を教えてもらった。
令和4年度岩倉市においては、経常収支比率は82.8%
90%を超えると、予算の使いすぎか？何か問題があると判断する。
細かい部分の見方はまた別の機会に研修をうけると、問題発見がしやすい。
数字でみると、令和4年度の岩倉市は問題はないと判断できる。
自由に使えるお金（一般財源）がいくらあるかが大事である。
財政調整基金は、標準的にいくら必要か？？⇒貯金は1～2割が目安となる。
岩倉市は、1割程度であることがわかった。この状態をキープする必要がある。

●役所の仕組み

役所は何をしているのか？？⇒日本国憲法 94条 地方共同団体は、その財産を管理し、および行政

を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。
例えば、法律ないとき、条例を作るには、法律の範囲を超えないようやる。
役所は失敗しない前提で物事を進めている。失敗をするかも？？ということはやらない。
ある意味、慎重さの裏返しである。
議員は、間違いを見つけたとき、議決しているものであっても、自ら誤りを認め、執行部と共に責任を負い、
改善に向けて修正する活動をしなければ、価値はなくなる。
議員は、課題を見つけることが最大の仕事。
「制度」や「事務事業」について、何が問題となっているか、課題をみつけ、質問につなげていくとよい。

●質問の組み立て方

住民全体の「福祉の増進」に関して成果を出せるような質問をしていこう！！
成果を出すには、一回の一般質問では決まることはないと、ストーリなどイメージを持ちながら取り組むと
よい。
また、実現するまで続けることが基本である。